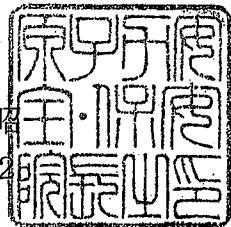


経済産業省

平成 19・03・08 原院第 3 号
平成 19 年 5 月 23 日

独立行政法人原子力安全基盤機構
理事長 成合 英樹 殿

原子力安全・保安院長事務代理
原子力安全・保安院次長 寺坂 信昭
N I S A - 1 5 2 d - 0 7 - 2



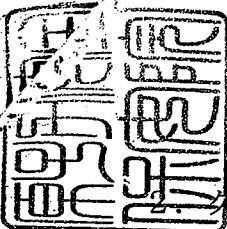
「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡
原子力発電所 3 号機及び 4 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック
解析について

中部電力株式会社 代表取締役社長 三田 敏雄（以下「事業者」という。）より、平成 19 年 1 月 25 日付け本発原発第 73 号により原子力安全・保安院（以下「当院」という。）に報告のあった「浜岡原子力発電所 4 号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書の提出について」及び平成 19 年 2 月 21 日付け本発原発第 76 号により当院に報告のあった「浜岡原子力発電所 3 号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書の提出について」について、当院は貴機構に対し、下記のとおりクロスチェック解析の実施を指示します。

記

1. 作業指示件名

「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析



クロスチェック解析等に係る作業内容

事業者から提出のあった報告書の内容について、以下のクロスチェック解析を実施する。

1) 基準地震動について

基準地震動の策定結果に関して、震源を特定して策定された地震動のうち代表的な震源を選定し、断層モデルによる地震動の算定結果について検証する。

2) 施設に作用する地震力について

施設に作用する地震力の算定結果に関して、原子炉建屋の一つを抽出し、当該原子炉建屋の地震応答解析結果について検証する。

3) 施設の耐震性

施設の耐震性の評価結果に関して、施設毎に作用する地震力の算定結果を用いて、次の施設のうち代表的な設備を選定し検証する。

(1) 建物構築物

(2) 機器・配管系のうち

「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」機能に係る機器・配管等

4) その他

他のクロスチェック解析については、必要に応じて別途、指示する。

なお、解析範囲、解析条件等の詳細については、本件を担当する安全審査官と協議の上、決定するものとする。

3. クロスチェック解析等に係る作業方法

作業方法は、以下のとおりとする。

- ・事業者が実施した解析において使用された解析条件等の確認
- ・独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が保有する解析コード等を用いた解析の実施

4. 提供書類

クロスチェック解析に当たっては、当院より以下の資料を提供するものとする。

- ・平成19年1月25日付け報告書「浜岡原子力発電所4号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」
- ・平成19年2月21日付け報告書「浜岡原子力発電所3号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」
- ・当院が事業者より入手した事業者の実施した解析に係る資料及びデータ一式
- ・上記以外で、クロスチェック解析実施の過程において新たに必要が生じたデータ



5. 提供方法

提供資料は、機構の作業期間中貸与するものとする。また、データについては適切な媒体により提供するものとし、機構における作業が終了した後、当該データのうち、電子媒体は消去することとし、その他の媒体については、当院へ返却することとする。

なお、作業の一部を外部に委託等する場合においては、データの漏洩防止等の遵守事項について、契約等において明確に規定することとする。

6. 作業期間

作業期間は、指示の日から平成19年8月31日までとする。

なお、機構は作業を作業期間内に終了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延の理由及び内容、作業の完了の予定日等を当院に報告すること。この場合、当院から別途作業期間の延長について指示するものとする。

以上